



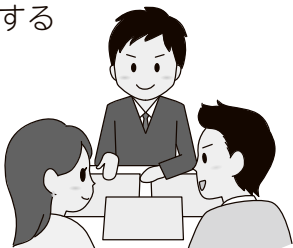
アパート退去時のトラブルに注意!

引っ越しが多くなるこの時期、「アパートを退去したら、クロスの張り替えやフローリング修理など高額な修理代金を請求された」というような相談が寄せられます。入居のときから「契約書類」を確認するなど、退去時にトラブルにならないように備えましょう。

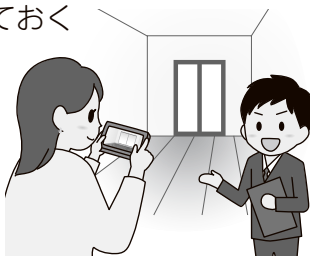
トラブルに遭わないために、次のことを確認しましょう。

入居時

- 契約書類（特に禁止・修繕・退去事項など）を確認する



- 貸主立ち会いのもと、部屋を確認し、写真やメモで状態を記録しておく



入居中

- 設備機器などの修繕が必要な場合は、速やかに貸主へ連絡する



退去時

- 部屋の掃除後に入居者が点検し、貸主立ち会いのもと修繕箇所を確認する
- 修繕費の明細を出してもらい、納得がいけない場合は、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(*)」を参考に貸主と話し合う

(*) 国土交通省による、民間賃貸住宅の退去時トラブル解決への指針



原状回復ガイドラインの例

カギ

- ① 取り替え⇒貸主
- ② 紛失、破損⇒入居者

台所の油污れ
通常の使用による損耗を超える(使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している)⇒入居者

風呂、トイレ、洗面台
清掃、手入れを怠った結果、水垢、カビなどの付着が生じた⇒入居者

壁

- ① 通常の使用による損耗(画びょう・エアコンの設置によるビス穴、日照によるクロスの変色)⇒貸主
- ② 通常の使用による損耗を超える(結露を放置してシミ発生、タバコのヤニによる変色や臭い付着など)⇒入居者

困ったときは消費生活センターに気軽に相談してください。

決算書作成、各種申告書作成、補助金の請求など

インボイスの申告相談も

行っています。

悩まないで
伊勢青色申告会に
ご相談を



伊勢青色申告会事務局 伊勢市岩渕 1-7-17 伊勢商工会議所 2 階 TEL 0596 (26) 0016